加盟国に対し、ＩＡＥＡへの関与を通じたものを含め、ＪＣＰＯＡの附属書Ⅲに従い、原子力の平和的利用の分野においてＪＣＰＯＡの枠組においてイランと協力し、相互に決定した民生用原子力協力計画に関与することを奨励し、

従前の決議の規定及びこの決議において予見されるその他の措置の終了に留意し、加盟国がこれらの変化に対し正しい配慮を払うことを招請し、

ＪＣＰＯＡが、イランとの正常な経済上及び貿易上の接触の発展並びに同国との協力の促進及び円滑化を助長することを強調し、国際貿易に関連する国家の権利及び義務を考慮し、

加盟国は国際連合憲章第二十五条に基づき、安全保障理事会の決定を受諾し及び実行する義務があることを強調し、

1. ＪＣＰＯＡを承認し、ＪＣＰＯＡに設定された予定表に沿った、完全な履行を要請する。

2. 全加盟国、地域的機関及び国際的機関に対し、ＪＣＰＯＡに定められた履行計画及びこの決議に応じた行動を取ること並びにＪＣＰＯＡの下での約束の履行を阻む行動を慎むことによるものを含め、ＪＣＰＯＡの履行を支援するために必要に応じて行動をとることを要請する。

3. ＩＡＥＡ事務局長に対し、ＪＣＰＯＡの下での約束の全期間において、必要なイランの核関連の約束の検証及び監視の実施を要請し、ＩＡＥＡの報告書で特定されたとおり、イランが、ＩＡＥＡの要請どおり、全ての未解決の問題を解決できるよう完全に協力すべきことを再確認する。

4. ＩＡＥＡ事務局長に対し、ＪＣＰＯＡの下でのイランの約束の履行について、定期的な更新をＩＡＥＡ理事会、及び必要に応じ、併せて安全保障理事会に対して提供すること、また、ＪＣＰＯＡの約束の履行に直接影響を与える懸念事項があると信じる合理的根拠がある場合は、いつでもＩＡＥＡ理事会、及び併せて安全保障理事会に対して報告することを要請する。

終了

5. イランがＪＣＰＯＡの附属書Ⅴの15.1から15.11の規定に定める行動をとったことをＩＡＥＡが検認し次第、ＩＡＥＡ事務局長は、この事実を確認する報告をＩＡＥＡ理事会、及び併せて安全保障理事会に対して提出することを要請する。

6. ＩＡＥＡがイランにある全ての核物質が平和的活動にあるという拡大結論に達し次第、ＩＡＥＡ事務総長は、この結論を確認する報告をＩＡＥＡ理事会、及び併せて安全保障理事会に提出することを要請する。

7. 国際連合憲章第四十一条の下で行動して、安全保障理事会が5の規定で明記されているＩＡＥＡからの報告を受領した際には、以下を決定する。

(a)決議第千六百九十六号（二千六年）、同第千七百三十七号（二千六年）、第千七百四十七号（二千七年）、第千八百三号（二千八年）、第千八百三十五号（二千八年）、第千九百二十九号（二千十年）及び第二千二百二十四号（二千十五年）の規定は終了する。

(b)全ての国は、各規定が定める期間において、附属書Ｂの1、2、4及び5の規定、並びに6(a)から(f)の規定を遵守し、また、附属書Ｂの3及び7の規定を遵守することが要請される。

8. 国際連合憲章第四十一条の下で行動して、ＪＣＰＯＡの採択日から十年後の同日に、ＪＣＰＯＡに定義されているとおり、この決議の全ての規定は終了し、7(a)に規定されている従前のいかなる決議も適用されず、安全保障理事会はイランの核問題に関する検討を終了し、「不拡散」の議題は安全保障理事会が所管する事項の一覧表から削除されることを決定する。

9. 国際連合憲章第四十一条の下で行動して、この決議の附属書Ｂ及び8の規定に規定されている終了は、従前の決議の規定が12の規定に従って適用される場合はその限りではないことを決定する。

従前の決議の規定の適用

10. 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国、欧州連合及びイラン（「ＪＣＰＯＡ参加国」）に対し、ＪＣＰＯＡの約束の履行に関して生起するあらゆる問題に関し、ＪＣＰＯＡに規定される手続を通じて解決することを奨励し、ＪＣＰＯＡ参加国による、他のＪＣＰＯＡ参加国の重大な不履行に関するあり得べき申立てに取り組む意図を表明する。

11. 国際連合憲章第四十一条の下で行動して、ＪＣＰＯＡ参加国が、ＪＣＰＯＡ下の約束の重大な不履行を構成すると信じる事項に関するＪＣＰＯＡ参加国による通知の受領後三十日以内に、この決議の7(a)の規定に規定された終了の効果の継続に関する決議案について投票を行うことを決定し、さらに、上記の通知の十日以内に、安全保障理事会のどの理事国もこのような決議案を投票のために提出しない場合には、安全保障理事会議長がこのような決議案を提出し、通知後三十日以内に採決に付すことを決定し、当該事案に関与する国家の所見及びＪＣＰＯＡにおいて設置された諮問機関による当該事案に関する意見を考慮する意図を表明する。

12. 国際連合憲章第四十一条の下で行動して、安全保障理事会が、7(a)の規定に規定された終了の効果を継続するために11の規定に基づいて決議を採択しない場合には、11の規定に規定された安全保障理事会への通知の三十日後、グリニッジ標準時の午前零時に、7(a)の規定に従って終了した決議第千六百九十六号（二千六年）、同第千七百三十七号（二千六年）、第千七百四十七号（二千七年）、第千八百三号（二千八年）、第千八百三十五号（二千八年）及び第千九百二十九号（二千十年）の全ての規定は、この決議の採択以前に適用されたのと同様の方法で適用され、安全保障理事会により別の決定がされない限り、この決議の7及び8の規定、並びに16から20の規定に含まれる措置は終了されることを決定する。

13. 11の規定に規定された安全保障理事会への通知の場合には、イラン及びその他のＪＣＰＯＡ参加国は、その通知を引き起こした事項を解決するために努力することを強調し、通知を引き起こした事項が解決した場合には、規定の再適用を防ぐという意図を表明し、国際連合憲章第四十一条の下に行動し、通知を行ったＪＣＰＯＡ参加国が、安全保障理事会に対し、上記の12の規定において規定された三十日の期間内にこのような事項が解決されたことを通告した場合には、7(a)の規定に規定された終了を含むこの決議の規定は、上記の12の規定にかかわらず有効に残ることを決定し、12の規定に従い従前の決議の規定の全部又は一部が適用される場合には、イランはＪＣＰＯＡ下の約束の履行を停止するとの根拠とみなすというイランの声明に留意する。

14. 12の規定に従った従前の決議の規定の適用は、あらゆる当事者とイラン又はイランの個人及び団体との間で同決議の規定の適用以前に署名された契約に対し、これらの契約の下で予定される活動及び実施が、ＪＣＰＯＡ、この決議及び従前の決議に一致していることを条件として、遡及して適用されないことを確認する。

15. 12の規定に従った従前の決議の規定のいかなる適用も、これらの規定の適用以前に、ＪＣＰＯＡ及びこの決議に合致して、イラン又はイランの個人及び団体との取引に関与した個人及び団体に損害を与えることを意図しないことを確認し、加盟国に対しこれらの損害に関し、互いに協議し、個人及び団体に対するこれらの意図しない損害を軽減するために行動をとることを奨励し、従前の決議の規定が12の規定に従い適用される場合には、ＪＣＰＯＡ、この決議及びこれらの規定の適用以前の従前の決議に合致してイランと取引活動を実施していた個人及び団体に対し遡及効力を伴う措置を課さないことを決定する。

ＪＣＰＯＡの履行

16. 国連憲章第四十一条の下に行動し、附属書Ｂの2の規定に示された核関連活動への参加又は許可に係る国家による提案に関する合同委員会の勧告を検討することを決定し、安全保障理事会が合同委員会の勧告を受け取ってから五作業日以内にそれを拒否する決議を採択しない限り、そのような勧告は承認されたとみなされることを決定する。